

# 議 事 録

## 第 13 回 定 例 総 会

令和6年8月8日

## 太田市農業委員会 13 回定例総会議事録

開会日時 令和6年8月8日(木) 午後2時  
閉会日時 令和6年8月8日(木) 午後4時  
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 長谷川 耕一 2 遠藤 弘一 3 山田 清作 4 長島 佳男  
(18人) 5 太田 安弘 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫  
10 木村 克己 11 高木 勝 12 清水 由紀江 13 中村 幸江  
14 内田 達夫 15 小磯 典夫 16 石原 康男 17 室田 道博  
18 永井 幸二 19 片亀 昌子

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目次長補佐  
(8人) 町田主任 松井主任 大崎主任 浜岡会計年度任用職員

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)  
した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)  
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)  
議案第6号 令和7年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書の決定について (会長)  
報告事項 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第13回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員18名、欠席の方はいらっしゃいません。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、10番 木村克巳委員 と 11番 高木勝委員 のお二人に  
お願いいたします。

また、書記につきましては事務局の浜岡会計年度任用職員を指名いたします。

議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

### 5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は2件です。  
事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 議案第1号 農地法関係許可取消願について、会長宛てに2件提出されております。  
1番、東長岡町の土地について、太陽光発電設備用地として許可を得ましたが、許可申請日前に譲渡人が亡くなっていたことが判明し、当初の事業計画が実行できないため、当該許可の一部を取り消すものです。  
2番、新田小金井町の土地について、一般住宅用地として許可を得ましたが、金銭的な理由により計画が頓挫したため、当該許可を取り消すものです。  
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 報告します。  
現地調査をしたところ、農地ですけれども、草がかなり生えている状態になってしまっています。それでもう太陽光をつくれないうことで、取消しは妥当だと判断いたしました。  
再度のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消しとすることに決定いたし

ます。

議 長 続いて、番号2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10番委員 番号2番について報告します。  
当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、取消し相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番を取消しとすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。  
提出件数は10件です。  
事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 提出件数10件について、朗読し詳細に説明する。

1番 龍舞町の土地 畑 1,281 m<sup>2</sup> 外1筆 計4,096 m<sup>2</sup>、所有農地に隣接した申請地を取得し、農業に精進したい。

2番 新野町の土地 畑 1,250 m<sup>2</sup>、発電所下部で耕作し、耕地の荒廃化を防ぎ、農地を活用したい。

3番 新野町の土地 畑 1,250 m<sup>2</sup>、売電事業を行うと共に、農地を活用し、優良農地を保全したい。

4番 岩松町の土地 畑 146.71 m<sup>2</sup> 外1筆 計212.71 m<sup>2</sup>、分断された畑を交換し、効率的な利用を行いたい。

5番 岩松町の土地 畑 303 m<sup>2</sup> 外1筆 計495 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

6番 世良田町の土地 畑 1,061 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

7番 世良田町の土地 田 1,448 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

8番 新田市野倉町の土地 畑 1,854 m<sup>2</sup>、発電所下部で耕作し、耕地の荒廃化を防ぎ、農地を活用したい。

9番 新田市野倉町の土地 畑 1,854 m<sup>2</sup>、売電事業を行うと共に、農地を活用し、優良農地を保全したい。

10番 大原町の土地 畑 2,904 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

1番、2番、4番から8番、10番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号3番、9番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案いたします。処分の決定をお願いします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

なお、番号3番及び9番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

また、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。

それでは、番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果をお願いします。

2番 委員

報告します。

第2地区協議会では、条件つきで許可するという事になっておりました。再度、現地を確認したところ、是正がされておりましたので、問題はないと判断しました。

周辺農地には支障もなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため

問題ないと意見決定し、再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議長 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 長 なし。
- 委員 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 委員 長 番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
- 本申請は、先月、保留になった議案第2号3番及び議案第5号17番の営農型太陽光発電施設に係る下部農地の営農者を変更するための賃貸借申請でございます。
- 借受人は農業経営を行う法人であり、太田市内のほか、茨城県坂東市、かすみがうら市、笠間市で、ミョウガ、ブルーベリー、サツマイモ等の作付を行っております。他市に照会を行ったところ、そちらの営農状況に問題はないと回答を得ています。法人所在地は遠方ですが、市内に農地を耕作するため、牛沢町、藪塚町に拠点を持ち、必要な機械はそこに保管しています。農業を行う者は、住所地も遠方ではありますが、藪塚を拠点としている者と、群馬県内のほかの圃場の見回りを行う者がおり、日常的に管理を行っております。
- 現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項に該当しないため問題ないと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
- 再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。
- 議長 長 丁寧な説明ありがとうございます。ただいま、第3地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 長 なし。
- 委員 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号4番から7番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員 4番、5番を第4地区が報告します。  
分断された畑を交換し、効率的な利用を行いたいという申請でございます。申請人は2件とも同じ人物ですので、問題はないと思います。周辺農地にも支障もないということから、農地法第3条第2項各号に該当しないため協議会ではいいのではないかと報告をいたします。よろしく願います。

14番委員 6番、7番を報告いたします。  
譲渡人は高齢であり、独り暮らしで、生業は農業ではなくて畳屋さんをやっておりましたが、それも廃業して、農地を処分したいということで、田んぼと畑を処分することといたしました。  
そして、6番、譲受人は、規模拡大を図るということで、長年、その農地を借りておりましたが、それを譲り受けて購入することといたしました。  
7番は、譲受人は88歳と書いてありますが、チェックリストには載っていないんですけれども、家族経営で、次男が主力で、米麦、野菜等手広くやっており、現地を確認したところ、稲を耕作しており、何ら問題はない、周辺に迷惑はかけないということで、農地法第3条第2項各号に該当しないため協議会としても適切ではないかと判断いたしました。  
ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号4番から7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号4番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番から7番を許可とすることに決定

いたします。

議長 続いて、番号8番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10番委員 番号8番について報告します。  
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。  
本申請は、先月、保留となった議案第2号9番及び議案第5号25番の営農型太陽光発電に係る下部農地の営農者を変更するための賃貸借の申請です。  
借受人は番号2番と同一の法人で、詳細については、先ほど第3地区協議会から報告のあったとおりです。現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号8番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号8番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号10番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 17番から報告させていただきます。

本件は、申請理由にもありますように、経営規模を拡大するというごこととございまして、現地調査しましたところ、周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、特に問題はないということから、許可相当と意見決定いたしました。

よろしく願いします。

- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号10番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号10番を許可とすることに決定いたしま  
す。
- 議 長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛て  
にあったので、審議を求めます。  
提出件数は2件です。  
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 大原町の土地 100㎡ 外2筆 計288㎡、農地区分は、「宅地  
化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農  
地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、  
同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。  
一般住宅用地として転用するものです。
- 2番 大原町の土地 379㎡、農地区分 第二種農地、一般住宅用地と  
して転用するものです。
- 以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いま  
す。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願  
いいたします。  
番号1番及び2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報  
告願います。
- 17番委員 1番ですが、これにつきましては、周辺状況ですが、まず周囲の三方を  
住宅、墓地、駐車場等に囲われておりまして、周辺農地への支障も特に  
問題はないということで、許可相当と意見決定したところでございま  
す。  
よろしくご審議のほど、お願いします。

- 12 番 委 員 2 番について報告いたします。  
 チェックリストに基づき調査した結果は、相続で継いだ農地に自分の家を建築するものです。何ら問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。  
 再度、1 番、2 番の審議、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第6 地区協議会より番号1 番及び2 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
 番号1 番及び2 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1 番及び2 番を許可とすることに決定します。
- 議 長 続いて、議案第4 号 農地法第5 条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
 提出件数は1 件です。  
 事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 議案第4 号 農地法第5 条の規定による許可後の計画変更申請について、会長宛てに1 件提出されております。  
 1 番、山之神町の土地について、一般住宅用地として許可を得ましたが、計画が実行できなかったため、当該許可を承継するものです。  
 以上1 件、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。  
 番号1 番について、第6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11 番 委 員 現地を確認したところ、特に問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。  
 これは5 号の28 番と関連がありますので、またよろしくお願いいたします。  
 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は29件です。  
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数29件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林南町の土地 483㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 高林北町の土地 331㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 藤阿久町の土地 1,491㎡、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

4番 由良町の土地 328㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 龍舞町の土地 101㎡、農地区分 第二種、建売住宅用地として転用するものです。

6番 台之郷町の土地 265㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地とし

て転用するものです。

7番 上小林町の土地 367 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 上小林町の土地 94 m<sup>2</sup> 外1筆 計376 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 上小林町の土地 371 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 東長岡町の土地 244 m<sup>2</sup> 外2筆 計395 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

11番 東長岡町の土地 252 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 東長岡町の土地 251 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 東長岡町の土地 359 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 吉沢町の土地 204 m<sup>2</sup> 外4筆 計1,665 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、診療所用地として転用するものです。

15番 吉沢町の土地 360 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、薬局用地として転用するものです。

16番 只上町の土地 2,337 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、店舗用地として転用するものです。

17番 新野町の土地 1,250 m<sup>2</sup>の内10.65 m<sup>2</sup>、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地につきましても、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

18番 寺井町の土地 443 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 成塚町の土地 262 m<sup>2</sup> 外1筆 計282 m<sup>2</sup>、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武桐生線治良門橋駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。露天資材置場用地として転用するものです。

20番 新田中江田町の土地 481 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用

地として転用するものです。

21番 新田赤堀町の土地 396 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 新田村田町の土地 848 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

23番 新田小金井町の土地 418 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

24番 新田小金井町の土地 253 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25番 新田市野倉町の土地 1,854 m<sup>2</sup>の内 10.27 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電事業用地として一時転用するものです。

26番 新田上江田町の土地 710 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

27番 新田上江田町の土地 309 m<sup>2</sup> 外1筆 計432 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場・露天資材置場用地として敷地拡張するものです。

28番 山之神町の土地 283 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

29番 大原町の土地 764 m<sup>2</sup>、農地区分は、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、藪塚庁舎から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番から4番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1番委員 1番と2番につきまして、ご報告させていただきます。  
地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。  
譲受人の申請理由としましては、1番、2番ともに申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでございます。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、もう既に周辺は住宅街がかなり密集しているところでございまして、何ら問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 7番委員 3番、4番について、地区協議会、許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告します。  
番号3番は、申請人は建設業を営んでおり、資材置場が不足しているため、申請地を借受け、露天資材置場として利用するものです。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。  
4番について、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、住環境の申し分のない申請地を取得し、自己の住宅を建設するものです。  
先月、書類不足による開発許可の見込みがなく、保留となった案件ですが、事務局により担当課へ照会をした結果、先月、不足していた書類の提出が既に行われており、開発の許可の見込みがあることは確認されています。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号5番から16番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 5番を報告いたします。  
地区協議会では、条件つきで許可するという事になっておりました。再度、現地を確認したところ、是正されておりましたので、地区協議会で、許可ということで意見が決定されておりましたので、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 13番委員 番号6番から9番について、調査及び現地確認をした結果を報告いたします。  
6番から9番は、いずれも借家に住んでおり、申請地を取得して自己の住宅を新築したいとのこと。  
現地を確認したところ、いずれも3面側溝もあり、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 3番委員 続きまして、10番から13番を報告します。  
10番は、先ほどの申請を取り下げたところを再申請して、太陽光発電をつくるというものです。現地調査をしたところ、前のときと同じなので、許可相当と意見決定しました。  
11番、12番、13番は、先月、保留になったところで改良されて、違法に埋め立てをしてあったところを撤去したので、許可相当と意見決定しました。それとあと、同じ地域のところに住宅を造るということで許可申請が出ていまして、現地調査をしたところ、農地なものですから問題ないので、許可相当と意見決定しました。  
再度のご審議をお願いします。
- 18番委員 それでは、説明いたします。  
14番は診療所用地として申請がありまして、市内で診療所を営んでおりますけれども、太田市の北部から桐生市の南部にかけて診療所がないために申請地を取得したいということであります。  
現地の状況は、東が県道太田桐生線で、北側が住宅になりまして、西と南が畑地になっておりまして、営農には支障ございません。許可基準から見た判断は全て問題なしということで、許可相当として地区協議会では意見決定しました。

それと15番は、この診療所と隣接しまして、薬局の用地として申請が出ております。これについても、先ほど申しましたように、周辺農地の関係の営農条件には支障ございませんし、許可基準から見た判断は全て問題なしということで、許可相当として地区協議会では決定いたしました。

次の16番は店舗用地で、●●●●●●●●●●●●●●●●、そのコンビニエンスストアの用地として申請が出ております。北側は建設機材の置場となっております。東側は市道、南側は県道、西側は国道50号となっております。周辺への営農条件には支障はございません。

それで、許可基準から見た判断は全て問題がありませんので、許可相当として地区協議会では決定しましたので、再度ご協議をお願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号5番から16番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

3番委員 11番、12番、13番は、先月の受付のときはまだ違法状態だったんですけども、受け付けた根拠は何なんですか。

事務局 今、委員さんがおっしゃるとおり、申請時点ではまだ改善はされてなく、私たちとしては書類を1度お預かりした形で、申請を完全に受理したという形ではなくて、受け付けていた形になります。その後、補正期間内に現地が改善された、是正されたのを確認できましたので、受理したと判断しまして、議案書に掲載したことになります。

3番委員 法的根拠はどこにあるんですか。窓口の任意でやっちゃっているんじゃないですか。事務局の回答をお願いします。

事務局 原則は、申請があった場合には受付はしなくてはならないというふうになっておりますので。

3番委員 でも、申請のときに違法状態のものを受け付けること自体がおかしいんじゃないんですか。農業用地に埋め立てをしちゃって、そのとき農地法に明らかに違反しているわけじゃないですか。それをいつまでに撤去する、では、法的に何条で撤去するか何か根拠があればいいけれども、根拠がないので、窓口の任意的な判断で事業を行っているのかなと思うんですけども。

事務局 申請期間内に申請が提出された場合には、まずは受付を受理しなくてはならないというふうに規定がされております。その後、申請内容ですとか記載内容、添付書類等に不備がないか確認をさせていただきま

して、問題がないと判断したものについて議案書に掲載して、議案として上程をさせていただいています。

今回、補正期間内に復元がされておりますので、先ほど担当から説明があったとおり、議案書に掲載をさせていただきました。その補正期間内で是正等が完了しなければ、そのまま議案書に載せないで、また復元等、確認されてからの受付ということで手続をさせていただいています。

逆に申請が出てきたものについて受付をしないというような法的な根拠はありませんので、申請期間に提出されたものについては、まずは受付をしなければならないというふうを考えているところです。

3番委員  
議長

分かりました。ありがとうございました。

私が質問を遮ってはいけなただけけれども、明らかに不法であっても、それは受け付けるということ？ だけれども、形式要件が整ったら受け付けるということで、その形式要件では不法かどうか分からなかったから一旦受け付けて、そういうことなのかな。

事務局

行政手続法では、申請があったものについては受理をして、仮にそれが不法なり、もちろん、許可基準に照らし合わせて問題がある、不許可になるのであれば、それは不許可という決定をすべきというふうになっています。

明らかに書類の不備があったりだとか、要件を満たしていないということであれば、それを申請人に説明をし、申請人の意思で取り下げてもらうことについては問題がないというふうな取扱いをしております。

3番委員

私はなぜそれを聞くかという、私が12年ぐらい前に営農型太陽光発電所の申請をしたときに事務局の人が受理をしなかったんですよ。1年半受理しなかったんですよ。なぜしなかったんだと言ったんですけども、受理してくれないんですよ。18か月かかったんですよ。それで今回のものは違法状態でも受理するって、●●は気に入らないから受理しない、この人は気に入ったから受理するというようなものが、私は実際に体験しているものですから、質問しただけです。ありがとうございました。

議長

8年前ですから、関係者が。

3番委員

誰もいないんですよ。

議長

農業委員の方は、多分、その場におられたんでしょうけれども、担当かどうか分かりませんので、そのときは、もしかして営農型太陽光の出始めではないですか。

3番委員

群馬県で私が第一号だったと思うんですけども。

それと、今のに関連しているんですけれども、東長岡のすぐ近くのところに、7年前に宅地として売りたいというところ、今回と同じに擁壁を造ってしまって、埋め立てをしているのがそのままになっているんですよ。そして、事務局長さんも替わって、担当も替わって、現状を知っているのは私と18番委員、18番委員も知らなかったのかね。

18番委員  
3番委員

知らなかったですね。

私ぐらいかなと。あれを何とかしなければいけないと思うんですけれども、ですから、この前、私が違反に対しては撤去しろという看板を立ててくれというのは、それを立てないと、私が農業委員を辞めると誰も分からなくなって、擁壁ができて、埋め立てがしてあって、ですから、先ほどの話で、事務局はそういう状態を受理してしまっているわけですよ。現実には、擁壁をして、埋め立てして、舗装までしてしまっている物件を受理しちゃっているわけですよ。

それでは違法状態ですから、撤去前の、●●●●さんとかがいたときに、撤去命令を出したほうがいいんじゃないのかいと何度も言ったんですけども、事務局は何もしないんですよ。ですから、来月の地区会の際に、第2の農業委員と推進委員の人で現場を見てもらって、また会議に出したいと思うんですけれども、よろしくお願いします。以上です。

議 長  
3番委員  
議 長  
3番委員  
議 長

それは事務局も一緒に行ってもらったらどうでしょうかね。

そうですね。

その上で対応がどうなるか、そういうことでいいですか。

分かりました。

営農型を長期にわたって受理をしなかったのは、多分、当時の方の事情がいろいろあったんだと思うんですが、あまりにも非常識な批判なので、すみません、今の農業委員会にご安心ください。

議 長

それでは、ご意見、ご質問等これ以上なければ、採決いたします。番号5番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号5番から16番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号17番から19番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号18番について、6番委員は議事に参与することができませんので、初めに、番号17番について報告願

ます。また、議案第2号番号3番の農地法第3条の区分地上権についても併せて報告願います。

5番委員

番号17番について報告します。

先月、保留となった案件です。営農型太陽光発電所を目的とした一時転用の申請で、3年前に初めて許可を得て、今回、1回目の更新です。作付作物はブルーベリーですが、3年間の作物の状況、農地の管理状況とも要件を満たすものではありませんでした。しかしながら、先月の定例総会で保留となった後、改善策の精査を行い、議案第2号2番の申請のとおり、営農者の変更を行いました。新たな営農者は既に現地の管理を前の営農者から引継ぎ、除草作業を行って、現地を以前よりも良好な状態に改善しています。申請地やその周辺の管理について改善が見られ、営農計画、作付図等も、収量確保のための改善策を盛り込んだ詳細なものが提出されましたが、転用実行者はこれまでの3年間の同一人であるため、改善策及び圃場管理の継続的实施を確認する必要があると判断し、当地区協議会で一時転用期間6か間で許可相当と意見決定いたしました。

また、議案第2号3番の区分地上権の設定については、今回の営農型太陽光発電設備が許可されたときに伴う設定のため、こちらの申請も併せて6か月間での許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ご丁寧な説明ありがとうございました。ただいま、第3地区協議会より番号17番及び議案第2号番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

これは5番委員さん、現場まで行って見られてきて。

5番委員

いや、取りあえずは人が管理をやっているんで、だから、申請というか、地区協議会の前までは、まだこんな状態だったんだけど、地区協議会の前に一応全部、草取りはきれいにしてもらったので、だから、さっき言ったとおり、今後の管理者がちゃんとしてくれればいいのかなど。それができないとなれば、また再度、半年後に協議をしなくてはならない。そういう形で、半年間ということをお願いしたいと思います。

議長

それでは、ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号17番及び議案第2号番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号17番及び議案第2号番号3番を許可とすることに決定いたします。

恐縮ですが、6番委員、退室をお願いします。

(6番委員 退室)

議長 続いて、番号18番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

16番委員 18番について説明します。

この件につきましては、転用目的にありますように、一般住宅用地でございまして、申請理由は、実家の隣に隣接、要するにすぐ隣なんです。そこに自己の住宅を建設したいと。目的の中にもありますように、この土地については集落内の農地でありまして、周辺の農地に対する影響は何もございませんので、第3地区協議会といたしましては許可相当という結論を得ましたので、再度のご審議をよろしく願います。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号18番について報告がありました。が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号18番を許可とすることに決定いたします。

6番委員は入室してください。

(6番委員 入室)

議長 それでは、続きまして、番号19番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

16番委員 19番について、説明します。

当該地は、目的にありますように、露天の資材置場を設置したいとい

うことなのですが、現地のほうは成塚町の住宅団地に面する土地でございまして、すぐ隣接するところに住居を構えておりますので、自宅の前を買って、そこを資材置場にするということです。

今申しましたように、住宅団地のすぐ隣接でございますので、近くに農地はございません。他の農地に与える支障は何もございませんので、第3地区といたしましては許可相当という結論を得ましたので、再度のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 　　ただいま、第3地区協議会より番号19番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 　　なし。

議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手 全員）

議 長 　　全員賛成でありますので、番号19番を許可とすることに決定いたしま  
す。

議 長 　　続いて、番号20番から27番について、第5地区協議会の調査した意  
見結果を報告願うわけですが、議案第2号番号9番の農地法第3条の  
区分地上権についても併せて報告願います。

15番委員 　　それでは、ご報告申し上げます。

20番、21番、22番の3件なのですが、集落内の住宅に囲まれて、残さ  
れた農地という感じのところ、これが住宅になり、太陽光になり、何  
ら問題はないと思います。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

10番委員 　　続きまして、番号23番から27番について報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告  
します。

まず、番号23、24番は、譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し  
て一般住宅の建築をするものです。

番号25番を飛ばしまして、番号26番は、太陽光発電事業を営む法人  
が申請地を取得して、太陽光発電事業を行うもので、番号27番は、高  
齢者雇用事業を行う法人が申請地を取得して、露天駐車場、露天資材  
置場用地として利用するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許

可相当と決定いたしました。

続けて、番号25番について報告します。この案件は、先月保留となった案件です。営農型太陽光発電所を目的とした一時転用の申請で、3年前に初めて許可を得て、今回が1回目の更新です。番号17番と同一の法人が申請人で、本申請地において、第3地区協議会と同様に、過去3年間の状況は更新の要件を満たすものではなく、先月の定例総会では保留となりましたが、その後、改善策の精査を行い、議案第2号8番の申請のとおり、営農者の変更を行いました。新たな営農者は第5地区の農地においても、既に現地の管理を前の営農者から引継ぎ、除草作業等を行っており、現地を以前よりも良好な状態に改善しています。しかしながら、転用実行者はこれまでの3年間と同一であるため、改善策及び圃場管理の継続的な実施を確認する必要があると判断し、第3地区と同様に、当地区協議会でも一時転用期間、6か月間で許可相当と決定いたしました。また、議案第2号9番の区分地上権の設定については、今回の営農型太陽光発電設備が許可されたときに伴う設定のため、こちらの申請も併せて、6か月間で許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

- 議 長 丁寧な説明ありがとうございます。ただいま、第5地区協議会より番号20番から27番及び議案第2号番号9番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 18番委員 今回の太陽光の関係でありますけれども、●●●●●●●●●●、この会社は先ほど5番委員が言った会社と同じなんだね。
- 10番委員 そうです。
- 18番委員 この会社はブラックリストにちゃんとよく載せておいたほうがいいかも分からないよ。問題があるから、農業委員会をばかにしちゃいけないよ。そんなわけです。特に注意するという意味だからね。分かる？
- 議 長 ご趣旨は分かりました。それ以外にございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 なければ、番号20番から27番及び議案第2号番号9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号20番から27番及び議案第2号番号9番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号 28 番及び 29 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11 番 委 員 28 番をお伝えします。  
先ほど議案第 4 号の件で承認した譲受人が申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということです。  
協議会で審査したところ、許可相当と意見決定いたしました。  
再度のご審議、よろしく願いいたします。

12 番 委 員 29 番について報告いたします。  
第 6 地区協議会で調査した結果は、申請地を取得し、自己の住宅を新築するものです。何ら問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。  
再度、28 番、29 番をご審議、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 28 番及び 29 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号 28 番及び 29 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 28 番及び 29 番を許可とすることに決定します。

議 長 続きまして、議案第 6 号 令和 7 年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書の決定について審議を求めます。  
事務局より提案をお願いします。

事 務 局 それでは、提案させていただきます。  
皆さん、こちらの別紙になります。こちらの「令和 7 年度太田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書 (案)」ということで、別紙はお持ちになっておりますでしょうか。こちらになります。よろしいですか。  
それでは、こちらの意見書についての概要について説明させていただきます。  
それでは、この表紙を開いていただきまして、令和 7 年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書という前段の文章からご説明

させていただきます。

農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、遊休農地の増加のほか、世界情勢の変化や農業資材、エネルギー資源の高騰、農産物価格の低下により一段と厳しい状況が続いております。太田市農業委員会では、農地利用の最適化を推進するため、委員全体で連携をしまして、遊休農地の解消や担い手の育成などに努める現場活動を行っております。

太田市の農業の発展のために、設備のさらなる充実や魅力ある農業の実現のために、農業施策の立案・実施に当たり、この意見書を作成させていただいたと。今回の意見書では、7つの項目に分けて意見書を作成しております。

それでは次に、内容について簡単に説明させていただきますので、次のページをお開きください。

まず、1番、担い手の育成・確保等についてとなります。農業者の高齢化による農業者の減少が著しいことから、新規就農者の参入を推進するとともに、高齢後継者や新規就農者の育成・確保に取り組んでいたきたいということから、7点記載させていただいております。

①には、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、利用権設定等の廃止によりまして、物納などの契約ができなくなることから、制度の変更点の周知徹底をお願いするものとなっております。

②農業者の減少に伴いまして、遊休農地の増加が懸念されます。担い手の増加は非常に重要な事案であるため、若者などが就農できる環境づくりや興味を示す施策の実施をお願いするものとなっております。

③新規就農に当たり、安定的な営農が持続できるように、農業関係者と連携を行い、知識の習得や農業を経験できる場の提供についての制度の創設をお願いするものです。

④農業の持続的な発展には、多様な人材の育成・確保が重要となります。特に女性の割合を高めることにより、多くの人材が農業に関心を持つことが考えられることから、女性が活躍できる環境整備を図っていただくものであります。

⑤労働人口の減少対策として、外国人の就農希望の増加が見込まれることから、外国人が安心して就農できる施策の検討を図っていただくものとなっております。

⑥集落営農組織では、構成員の高齢化や人材不足などにより、活動の停滞が懸念されております。組織の持続的発展に向けたリーダーの育成支援をお願いするものとなっております。

次に、⑦本市独自の施策として、国・県等の補助対象外となる方を対象とした奨励金の創設を行いまして、農業に参入しやすい環境づくりを図っていただきたいというものになっております。

それでは、次のページです。2、農業資材等の価格高騰についてとなります。

現在、農業資材や飼料、燃料等の価格高騰により、農業経営に大きな影響を与えております。このことから、以下の2点について実施をお願いしたいというものになります。

まず、①地元産の安心・安全な食料確保とともに、農業資材等の価格高騰に対して、本市独自の支援、協力をお願いするものとなっております。

②農業機械の老朽化によるメンテナンス費用や修理費用の高騰など、農業機械が故障した時点で離農するケースが見られることから、大規模農家だけでなく、小規模農家に対しての農業機械購入にも支援を早期に実施していただきたいというものになっております。

次に、3、食農教育と地産地消の推進については、3点について記載させていただきます。内容は次のページになります。

①各小学校において農業体験や栽培学習が行われておりますが、継続した食農教育の取組をお願いするものとなっております。

②については、地元野菜等のPRや地産地消の拡大のほか、農産物のブランド力向上につながる高品質化に関する栽培技術の支援等をお願いを記載させていただきます。

③学校給食や加工販売などに規格外野菜を使用し、食品ロスの低減と消費拡大の推進を実施していただきたいというものとなっております。

続いて4、遊休農地対策についてとなります。農業者の減少に伴い、遊休農地の増加が懸念されております。いかに遊休農地を解消できるか、様々な角度から考えていただきたいということから、3点明記させていただきます。

①国や県の補助金等の活用や制度要件の拡充を行いまして、より一層の遊休農地解消を図る施策の実施をお願いするものとなっております。

②地域計画の策定に向けた話合いが現在行われております。地域計画により集積、集約化が進むことで遊休農地の減少が図られることから、実行可能な地域計画の策定を図っていただきたいというものとなっております。

③相続などで取得した農地の所有者の中には、農業経験がない方も含まれます。そのため農地の管理ができず、遊休農地になるおそれがある

ることから、農地の管理や利用の在り方について早急に検討していきたいということを記載させていただいております。

次のページになります。5、農業の基盤整備対策についてです。基盤整備は、農作業の効率化や規模拡大などに対して効果的であると考えます。農地の継続した活用を図るため、基盤整備の推進に重点を置いていただきたいということで、2点を記載させていただいております。

①圃場の基盤整備や素掘り水路の改修、農道の整備など、効率的な農業を行える環境改善のための予算の確保を行っていただきたいということです。

②水路や農道の補修などに有効的な多面的機能支払交付金制度のPRと条件の整った地域への運営組織の体制づくりを推進していきたいというものとなっております。

6、有害鳥獣対策については、イノシシやアライグマが増加に転じたことやシカの日撃情報も顕著化していることから、被害防止対策の実施をお願いするものとなっております。

最後に7、農業委員会事務局の体制強化についてとなります。

次のページにまたがりますので、よろしくお願ひします。

農業委員会では、令和7年3月に策定される地域計画の業務ですとか、営農型太陽光施設の申請・相談業務、遊休農地の増加に伴う苦情対応など、多くの課題や業務が山積している状況であるということです。業務の課題解決や継続した事業の実施などに対応するために、事務局の体制強化について人的配慮をお願いするものとなっております。

以上で簡単ですが、説明を終了します。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま事務局より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等はございますか。

18 番 委 員

直接内容については何も異論はないんですけれども、1番の①で利用権の設定が廃止されまして、農地中間管理機構になりますよね。それでこれは皆さんも考えてもらいたいですけれども、利用権の設定をして、今度は中間管理機構を通してやるんですけれども、実はうちの近くの土地が借りている人が高齢者で手放しちゃったんですよ。それで最適化推進委員がやる人を見つけたんですね。足利のほうから来ているんですけれども、中はするんですけれども、畦畔は刈らないので草ぼうぼうなんですよ。

できれば一応太田市としては、賃貸借して貸し借りすることはいいん

事務局

ですけれども、畦畔も管理をして、周囲の住民だとか、あるいは農地に迷惑をかけないように徹底をしていただくようお願いしたいと。現実の本当の生の姿を聞いてきちゃったんですよ。誰だ、農業委員はと。いるから、そこになんて。だから、その辺を徹底して借りる人にはやっていただくということが大事だと思います。一応そういうことを検討していただきたい。以上です。この内容については文句はありません。また、その他でお話ししようかなと思っておったんですけれども、利用権の設定のことについて、こちらでお話しさせていただきます。皆さん、ご承知のとおり、先ほど18番委員がおっしゃったとおり、利用権については7月末の締切りで終了となっております。今後は中間管理機構を利用した貸し借り、売買の手続ということになっております。これについて、委員の皆様につきましては、実は8月30日の農地パトロール等の説明会の後に、県の中間管理機構が来庁しまして、内容の説明についてする予定となっております。

具体的には、手続きの流れですとか、農業委員会と関わる業務などの説明を行っていただきたいということでお話しさせていただいておりますので、またご質問等があったら、8月30日の農パトの後にまたそういった説明会がありますので、そちらでちょっとお話をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

また、農地の貸し借りなど、これから農業者の方とかからご相談がありましたら、市の農業政策課にご連絡するようにお話ししていただければと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

事務局

今、●●●補佐からありましたとおり、農地バンクのお話は、農業政策課を通じて、30日に回答はいただくような形で考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

18番委員

僕は30日には、この話はしませんよ。

事務局

いいです。それも含めて回答させていただきます。

18番委員

これは大事なことなんだと。

事務局

重く受け止めています。

18番委員

そのために書かせているわけだよ。夏休みの友みたいな、勉強しろと。何のために書いているのか。

5番委員

ちょっと今の関連で、その話を常々言っているわけだよ。利用権の用紙の裏側に俺が10年もかかって、畦畔農地の管理ということでやっと文書を入れてもらったって言いたくないんだけど、農業委員会はちっともやってくれない。言いたくはないけれども、今回は農業委員会から離れるにしても、やはりその部分が、中間管理機構のほうでや

れるのかやれないのか。当然、それは説明だけで質疑しようと思っ  
ているんだけど、その件に関しては農業政策課によってちゃんと  
した回答を求めなくてもいいよ。要するに、ちゃんと終わりまで完全  
にやれるのかよ。もしやれるときには、中間管理機構のほうでそれを  
やるのかやらないのか。やはりちゃんと指摘してもらわないと、今後  
大変だと思いますよ。

事務局

それも含めて、こちらから手が離れてしまうので、その辺もとにかく  
言いたいと思いますので。ただ、向こうがやりますということで、働き  
がけがイコールになるように願っております。

議長

参考までにですけれども、道路のところの草とか何かは利用権設定契  
約の中の対象になっていないんですよ。これは畦だけ。ここはまさに  
どこがやるかという市がやる。ところが、市は予算がない。これは私  
の推測でもあるんですけど、多面的機能ってあるでしょう。この  
多面的機能はできているところとできていないところで差があるん  
ですけれども、多面的機能で国、県、市の補助金をもらって地元でやる。  
そのスキームを多分農政は考えているのではないかと思いますよ。  
中間管理機構は、頼むは頼みますけれども、残念ながら実効性がど  
こまでできるかという保証はないですね。だから、多面的機能がないと  
ころは、極力多面的機能に入ってください、やっていただきたいと  
いうのが今多分行政のスタンスではないかと思います。

5番委員

多面的機能はいいんですけど、俺もやっているんですけど、実際  
問題、高齢化しちゃっているんで、やろうとすると大変なんです。そ  
うすると、業者に頼むようだよ。今度は費用がかかるんです。だから、  
全面管理は申し訳ないけれども、多面的機能が今の金額では維持でき  
ない。要するに、側溝の用水の絡みを直すという部分があるので、今の  
倍ぐらい出してもらわないと意味がない。皆さん高齢化しているので、  
管理ができないから、結局、業者頼みになるので、今言ったように、市  
ができないんだとすれば、そういうところに頼むのだとすれば、やは  
り予算組みを何かの形で要請してもらわないとちょっと無理じゃない  
か。

議長

はい、分かりました。

それでは、事務局より提案をさせていただきましたけれども、これ以  
外の意見等はございますか。

6番委員

4番の遊休農地対策の③のところの相続の関係なんですけれども、「相  
続された農地の管理・利用の在り方について早急に検討していただき  
たい」とあるんですけど、実際に耕作放棄地とか遊休農地になっ

ている農地というのが、例えば相続して管理ができなくなっているというのはかなり多いのかなと思うんですね。これは実際に在り方について早急に検討、どのような形、これは市のほうに要望するんでしょうけれども、相続した農地を相続人がどのように管理、利用するのかというのを実際にやらないと、耕作放棄地とかかなり増えてしまうと思うので、重要な問題だと思うので、言葉だけではなくて、実際に実践をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

はい、分かりました。

書いてはあるんですけども、どういう形で実施するのかというのは難しいんですね。

6 番 委 員

とは思いますが、書いてあるからには何らかをやらなければ書いただけになってしまうよ。

議 長

例えばアイデアがあれば提供いただきたいんですけども、大体相続はこちらは届出ですよ。だから、相続で届出があったときに、そのときの処理についてはいつでもご相談できますよと、相談の仕組みをどこにつくるかですけども、そこに行っていくというのが一番いいですね。それで相続人がいない場合、これは一時的に司法書士か何かが管理をするらしいんですよ。手を挙げると、相続人がいない場合は結構安い価格で購入できる、そういうのもあるようですね。だから、そういうのを少しどこか。どこに置いたらいいのか、よく分からないですけども。

6 番 委 員

漠然としていて難しいかなと思うので。ただ、実際にそれは多分多いと思うので、そこはやっていかないと多分耕作放棄地なり遊休農地はもっと増えていくかなと思うので、相続の関係があるので、そこもお願いします。

議 長

ありがとうございます。それ以外にありますか。

19 番 委 員

6 番の有害鳥獣対策なんですけれども、現実に捕獲強化とありますけれども、今、現状として太田市で結構被害が出ているのでしょうか、教えてください。前にちょっとお話ししたんですが、私のお友達が被害に遭いまして、市役所に行って相談するといよいよ、農政課へ行くといよいよということでお知らせしたんですけども、何か籠を、何か分かりませんが、現場へ行って見ないで申し訳ないんですけども、すごく上手で、言われたとおりにやるんですけども、上手で外から手を回すかなんかで、籠の中に入らないとか、そんなお話をちらっと聞いたので、現状、被害状況がもし分かれば、どんなものが一番多いとか、教えてもらえればありがたいです。

事務局

私は農政課長でもありましたので、この件ですが、私になっていた時代というのは、イノシシは右肩下がりであったんですね。ちょうどCSF、豚コレラがはやっていたこともありまして、共食いで亡くなるイノシシがいたので、減ったのかなと思っていたんです。ところが、今、増加に転じている。昨年が250頭ぐらい、今年も100頭以上、今後、秋に向けてまた増えてくるのではないかなと。餌がなくなる頃になると、冬場、一気にまた出ます。全体的な話としては、アライグマが田園地帯に来まして、これの捕獲はもう倍増しています。前の年の倍です。4年度に比べて5年度が倍です。多分6年度もまた倍、1.5倍以上になります。それに関して捕獲おりの貸出し、相談したいという方がいらっしやって、そういう被害の状況の話が来ましたら、捕獲おりを設置してほしいという要望があった場合には、農業政策課に行っていただければありがたいと思います。取りあえず、減少から増加にということです。

19番委員

イノシシで私の友達のご主人様が、原宿のほうなんですけれども、出てきて、それで逃げたんですけれども、農家をやっているときに出てきて、何年か前なんですけれども、転んで大けがをしたことがあったんです。そういうときの保険とか、そういうのはおりましたかと聞いたら、そういうのはないとかと言っていて、難しいことは私も分からないで、お見舞いを差し上げまして、でも、大変ですねと。そんなことから今どうなのかなと思い出したものですから、すみません、貴重なお時間をありがとうございます。

議長

それは●●●●●●●●さん。

19番委員

そうそうそう。

議長

実は私、鳥獣関係の名前だけの副会長なんですよ。会長さんは農政部長であります。つい最近、にわか勉強をしたら、聞いたんですが、やはり施策とかいろいろあるんですけれども、その事業を強力に推進する人がいれば、今の仕組みの中では制度ができるかもしれない。だから、そのまま何となくイノシシが出たよねというのではなくて、積極的にやっていくような人材がいると、少し変わってくるのではないかなという感じがしましたね。ご参考に。

19番委員

ありがとうございます。ここに被害防止対策を実施していただきたいという文章があったものですから、お聞きしました。ありがとうございます。貴重なお時間をすみません。

議長

それ以外、鳥獣は藪塚はいいですか。大丈夫ですか。

委員 議長 議長	なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 令和7年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書の決定について賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。
議長	以上で審議は終了いたしました。 続いて、報告第1号から第4号について、事務局からご報告をお願いします。
事務局	報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、17ページに記載のとおり、5件提出されております。 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、18ページから24ページに記載のとおり、37件提出されております。 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、25ページから28ページに記載のとおり、19件提出されております。 報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、29ページから32ページまで記載のとおり、14件提出されております。 以上、報告させていただきます。
議長 委員 議長	報告第1号から第4号につきまして、ご質問等ございますか。 なし。 以上で第13回定例総会を終了します。

閉 会 令和6年8月8日(木) 午後4時